

令和5年3月13日
総務部防災課
福祉部福祉課

江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例

1 条例制定の理由

これまで災害時の避難支援のため、江東区個人情報保護条例を根拠に避難行動要支援者名簿を掲載者本人の同意を得ず、平常時より一部の避難支援等関係者（警察・消防等）に提供してきたが、個人情報保護法の改正に伴い、同条例が廃止されることから、現状の避難支援体制を維持するため、本条例を制定する。

2 条例案の概要

- (1) 第1、2条 条例の目的及び用語の定義について定める。
- (2) 第3条 名簿情報の提供方法について定める。
- (3) 第4条 名簿情報の管理状況の報告等について定める。
- (4) 第5条 名簿情報の漏えい防止措置について定める。
- (5) 第6条 名簿情報の利用及び提供の制限について定める。
- (6) 第7条 秘密保持義務について定める。
- (7) 第8条 委任について定める。

なお、附則において経過措置を定める。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 条例案文

2ページ以降を参照

江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者であつて、規則で定めるものをいう。
- (2) 避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。
- (3) 避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。
- (4) 名簿情報 法第49条の11第1項に規定する名簿情報をいう。
- (5) 避難支援等関係者 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者であつて、規則で定めるものをいう。

（名簿情報の提供）

第3条 区長は、法第49条の11第2項の規定により、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、区の区域を管轄する警察署及び消防署、社会福祉法人江東区社会福祉協議会並びに拠点避難所（通信機能を有し、地域の情報収集の活動拠点として区が設置した避難所をいう。）に名簿情報を提供する場合は、本人の同意を得ることを要しない。

3 区長は、法第49条の11第3項の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報の管理状況の報告等)

第4条 区長は、提供した名簿情報の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、第3条の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者（以下「名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等」という。）に対し、当該名簿情報の管理状況に関する報告を求め、又は当該名簿情報の管理状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えい防止のための措置)

第5条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、当該名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(名簿情報の利用及び提供の制限)

第6条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために当該名簿情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(秘密保持義務)

第7条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第49条の13の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に法第49条の11第2項の規定により提供されている名簿情報は、第3条第1項の規定により提供された名簿情報とみなす。